

## 特別養護老人ホーム長船荘運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人岡山千鳥福社会（以下「法人」という。）が設置経営する特別養護老人ホーム長船荘、（以下「事業所」という。）は介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）の理念に基づき、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対して適切な介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助。社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 「特別養護老人ホーム長船荘」
- 二 所在地 岡山県瀬戸内市長船町服部 1141 番地

### (職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）  
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤）  
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 三 生活相談員 2人以上（常勤）  
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 30人以上  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 3人以上（常勤1人以上を含む）  
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 六 管理栄養士 1人以上（常勤）  
食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（常勤1人以上を含む）  
施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 3人以上  
必要な事務を行う。
- 十 調理員 6人以上  
給食業務を行う。

※ 職員の員数については、併設の短期入所生活介護事業所の職員との合計数

### (営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休
- 二 営業時間は 24 時間とする

(入所者等の定員)

第 6 条 事業所の入所定員は、1 日 80 人とする。

(主なサービス)

第 7 条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練

(施設の利用率)

第 8 条 利用率は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして介護を実施した場合の利用率は、介護報酬告示上の額の 1 割とする。
- 二 居住費 別表 1 による
- 三 食費 別表 1 による
- 四 理美容代 1,800 円

2 利用率の支払いは、現金及び指定金融機関からの引落としにより指定期日までに受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 入所者は介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する
- 二 入所者は、契約書の内容を遵守するように努めなければならない

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 職員等は、介護福祉施設サービスを実施中に、入所者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者・身元引受人及び家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(介護福祉施設サービスの利用契約)

第 12 条 事業所は、介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、入所者及び家族等に対して、介護福祉サービス入所契約書の内容に関する説明を行った上で、入所（申込）者と入所契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、入所契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び介護福祉施設サービス等の健康管理等)

第 13 条 事業所は、介護福祉施設サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。又、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 14 条 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、介護福祉施設サービスの職員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、介護福祉施設サービス職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を介護福祉施設サービス職員との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 15 条 事業所は、介護福祉施設サービス計画が立てられている場合にはその計画に基づいて、入所者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護福祉施設個別援助計画（以下、「個別援助計画」という）を作成し入所者家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 16 条 介護福祉施設サービス職員は、介護福祉施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該介護福祉施設サービスについて、介護保険法第 40 条第 52 項の規程により入所者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を入所者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 17 条 管理者は、提供した介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 1 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ入所者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 18 条 法人は、入所者に対する介護福祉施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他の運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるのとし、業務体制を整理する。

- 2 事業所は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 3 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、入所者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 5 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

別表 1

※居住費

居住（滞在）に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却））  
1日当たりの利用料

居住（滞在）に要する費用	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	1日 370円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
個室	1日 1,150円	1日 320円	1日 420円	1日 820円

※食 事

食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	通常 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
食事の提供に要する費用	1日 1,380円	負担限度額 1日 300円	負担限度額 1日 390円以内	負担限度額 1日 650円以内